

株式会社の指標と諸形態

松田 正彦

はじめに

本稿では、他の企業形態と区別する株式会社の指標とその株式会社にみられるいくつかの諸形態を考察する。資本主義の社会的生産編成における中心的な個別的活動主体は、運動体としての資本であり、またその人格的担い手としての資本家である。だが、その資本および資本家は原理論においても一樣なものとして存在するとはいえない。個人企業と株式会社では、資本と資本家の態様が異なっているのであり、さらには株式会社にもいくつかのタイプが存在し、そこでの態様はまた相違するといえるのである。現代の資本主義の中心的な運動主体は個々の株式会社であるから、資本としての株式会社とそこでの資本家を、上記の点を含めながら原理論は商品経済的にアプローチできるかぎり、考察しなければならないと考えられるのである。

原理論にはもともと資本主義の本質規定を明らかにするという意義があるが、それ以上に重要な役割として、現状分析や段階論の分析基準になるという意義がある。殊に抽象度の親近性からいえば、中間理論である段階論の分析基準として、より役立つと考えてよいであろう。したがって株式会社についても、その原理的展開は、資本主義の本質規定と同時に段階論の分析基準という意義ないし役割を、積極的に意識しながら考究する必要があると思えるわけである。

ところで段階論は、資本主義の世界史的な発展・変化を、その大筋においてどのように捉えたらよいか、という主題のために存在するといつてよいであろう。そのため段階論は、一方では、歴史的現実の中の様々な事象から資本主義のそれぞれの段階に特徴的な指標を抽出して示すことになる。だが同時に他方では、資本主義の変化を資本主義の原理を基準にし、それとの関連性から把握しようということから、段階的は原理論にたいし

て理論的な接点を求めることにもなるといえよう。かくして、段階論は現実の事象と純粹資本主義の原理の両方向にアプローチするという二重の性格を有するものとなる。またこのことは、原理論の方からいえば、原理論は段階論の分析基準として役立つことに、より大きな存在意義があるということの意味しているわけである。株式会社についても、そのような視点から原理的に展開しなければならないと考えられるのである。

かくして本稿では、まず株式会社の指標を原理的に論じることとする。次いで、19世紀後半以降の株式会社の歴史的变化を段階論において分析するための、原理的基準を考察することにしたい。

1. 機能資本家と無機能資本家

大塚久雄氏は、「会社諸形態相互間の発展的関連について」¹⁾ 次のように述べている。すなわち、「会社企業は大づかみにいって三つの基本形態たる合名会社、合資会社および株式会社に分かれるが、この「三つの基本的会社形態はそれぞれいかなる形態規定をもつのであろうか」²⁾、と。だが、「このことを究明するに先立って、今しばらく必要な二、三の用語をあらかじめ説明しておきたい」と述べ、「機能資本家」、「無機能資本家」、「持分資本家」³⁾ という用語をまず次のように説明する。すなわち、「企業職能」を「個別資本の自己増殖運動の物的内容たる経営とそれによって生ずる利潤の処分とくにその一部の蓄積をば、自己の利害およびイニシアティブに従って遂行する能力ならびに活動力」⁴⁾ としたうえで、次のように説明するのである。

¹⁾ 大塚久雄「大塚久雄著作集第1巻・株式会社発生史論」岩波書店、1969年、18頁。

²⁾ 同上、18-20頁。

³⁾ 同上、20頁。

⁴⁾ 同上、20頁。

「機能資本家とは、出資をなせるに止らず、それについての企業職能をも、自ら把持している資本家であって、いわば彼においてはいわゆる『企業の所有』と『企業の経営』とが合一している。そしてこのことに対応して、かかる『あらわな姿の』機能資本家の、損失のばあいにおける責任は無限責任である。いうまでもなく、彼はもっとも本来的な姿の、十全なる資本家である。これに対して『無機能資本家』とは、単に企業に対して出資をなしこれについて利潤の一定部分の前にあずかるのみであって、能動的なる企業職能はこれを喪失している資本家である。彼はその資本を機能資本家に貸付・委託するなり、機能資本家の出資と結合するなりするが、この自己の出資に対して何らの企業職能をも留保しない。かかる無機能資本家の徹底せる形態は利子付資本家であるが、われわれが当面の問題とすべき『持分資本家』もまたかかるものの一亜種である。この『持分資本家』は、利子付資本と異って、自己の『出資持分』に対して単なる利子請求権でなく利潤配当請求権を留保しており、当該企業の利潤率増減の如何によって変化するところの『配当』をうけとる。そしてこの事実に対応して、利子付資本家と異なり、企業の損失に対しては通常出資を限度とする『有限責任』を負う」⁶⁾。

みられるように、大塚氏は「機能資本家」とは、出資をし企業職能を有することによって、「企業の所有」と「企業の経営」の両方の契機を有している資本家を指すとしている。それにたいし、「無機能資本家」とは、出資はするが資本運動の具体的活動である経営には関与しないものと規定する。さらに、その「無機能資本家」の中でも、「出資持分」をもつことによって「企業の所有」という契機を有するのが「持分資本家」だとしている。これらの資本家に共通しているのは、まず出資をするということであって、逆にいえばこれがないと資本家たりえないという意味で、それはいわば資本家の必要条件となっているかのようである。これにたいして、「企業の経営」という契機は資本家によって、ある場合とない場合とがあるということになる。そしてこの「所有」と「経営」の両方

の契機を有する資本家の場合は、「企業職能」を保持していることから「無限責任」を負い、「所有」の契機のみを有する資本家の場合は「有限責任」のみを負うとされている。それでは後に、株式会社では全資資本家が「有限責任」を負うことになるが、そこでは「所有」の契機のみを有する資本家だけが存在するのか、「所有」と「経営」の両方の契機を有する資本家はいないのか、という問題が生ずるであろう。またこれと関連して、出資が資本家としての必要条件という点もさらには検討が必要であろう。つまり、「経営」の契機だけを有する資本家はいないのか、という問題である。だが、これらの問題は後に考察することにし、大塚氏の続く説明をみることにしよう。大塚氏は「会社諸形態の形態上の差別を明らかにする」⁶⁾として、次のように論じる。

「三つの基本的会社形態は上記の二種の資本家、すなわち機能資本家および持分資本家（無機能資本家）の種々なる組合せとしてあらわれる。——

第一に『合名会社』は、機能資本家のみの出資の結合である。したがって、『合名会社』における出資者すなわち『社員』はすべて企業職能を把持している結果、彼らはそれぞれ第三者に対して当該会社企業を代表し、企業の『支配』は全社員の合議制によって——事実上彼らの間に軽重の差はあろうとも——行われ、このことに対応して各社員が損失に対して『無限責任』を負う。

第二に『合資会社』は、機能資本家と持分資本家との二種の社員の出資より成る。そのうち機能資本家たる社員、すなわち無限責任社員ないし無限責任社員団の当該企業における地位は上述の合名会社の社員のそれと全く同一である。ところで合資会社にはその外に、持分資本家たる社員の出資が、機能資本家の社員団によって支配される企業の中に組入れられている。かかる持分資本家たる社員は何ら企業の支配・経営に参加せず、ただ受動的に機能資本家社員によって利潤の一部を『配当』として与えられ、かつこれに対応してその責任形態は出資を限度とするところの『有限責任』である」⁷⁾。

⁶⁾ 同上、21頁。

⁷⁾ 同上、21-22頁。

⁵⁾ 同上、20-21頁。

みられるように大塚氏は、合名会社は機能資本家のみからなり、したがって、出資者全員が「企業職能」を有するとしている。「企業職能」とはすでにみたように、利潤を形成し蓄積を遂行する資本家の能力ないし活動力を指すから、これは、資本活動の目的設定と経営業務の執行とを担う当事者の主体性を意味するものとみてよいであろう。したがってそれを保持する人間は、その企業を「代表」することになるであろうし、企業活動全体の内容を「支配」することにもなるであろう。したがってそこから、企業の損失にたいしても「無限責任」を負うことになるわけである。

また合資会社は、機能資本家と持ち分資本家とが併存するものとされる。後者は企業の「経営」に参加せず、したがって企業活動を「支配」することもない。彼らは配当を受けるのみの出資者であり、そのため「有限責任」を負えばよいとされる。こうしてここでは、「経営」と「支配」は「無限責任」を負う機能資本家の側のみが行うわけである。

続いて大塚氏は、次のように株式会社について説明する。

「第三に『株式会社』においてもまた、合資会社におけるとひとしく、社員はおよそ二つのグループに分かれている。企業職能は少数の中心的機能資本家団すなわち『大株主』の手に独占されて、彼らが企業を「支配」する。そしてその他の多数の社員すなわち「一般株主」は単に出資して受動的に利潤の配当にあずかるころの持分資本家群である。しからばいかなる点において株式会社は合資会社と異なるか。まず株式会社においては中心的機能資本家団の責任形態もまた「出資を限度とする有限責任」であり、したがって全社員の責任が「有限責任」である。すなわち、株式会社においては中心的機能資本家団もまた、この点外面上「株主」としてその「出資」が「持分資本」と同一の形式に服せしめられているわけである」⁸⁾。

みられるように大塚氏は、株式会社においては「企業職能」を有する主体は「大株主」であり、したがってこのことによって、企業を「支配」し

ているのも彼らだとみている。それにたいし「一般株主」は単に配当を受けるのみの「持分資本家」だとしている。ところで、大株主が「企業職能」を有しているというのであれば、本来それは「無限責任」を負うはずである。ところが、株式会社においてはこの大株主を含めすべての出資者が有限責任のみを負うわけであるから、大株主は直接的には「企業職能」をもちえないし、したがってその企業を「代表」するわけにもいかないはずであろう。この全社員有限責任制という点が、株式会社と合資会社とを区別する点だと大塚氏は主張するのである。かくして株式会社では、有限責任という点では大株主も単なる「持分資本家」と形式的には同じことになるであろう。しかし、この「企業職能」と「有限責任」という2つの契機を、大株主という同一の人間が有しているというのは矛盾であるかのようである。ここから、続いて大塚氏は次のように述べるのである。

「つぎにこの事実にもさに対応して、株式会社においては中心的機能資本家団の企業職能・「企業支配」の形態は、合資会社における「無限責任的支配」と異って、株主総会・取締役団・監査役団などの会社機関の中に客観化せられ、内在化せしめられている。すなわち、中心的機能資本家団としての「大株主」は、株主総会において議決権の多数を制することによって、企業職能の主体たる取締役団および監査役団における地位を自己のために獲得し、これによって企業全体を支配する。「人的支配形態」に対して、これは「物的支配形態」とも名づけえよう。かくして、株式会社において社員の個人性なるものが全く団体性の中に吸収されるという外形（現象形態）が生ずるのである。これいわゆる株式会社の「法人性」の問題に外ならぬ」⁹⁾。

みられるようにここでは、大株主が「持分資本家」と同じ有限責任という責任形態をとりながらも、「企業職能」を保持し「企業支配」を遂行するためには、「会社機関」を利用しなければならぬと、大塚氏は論じているようである。つまり、合資会社の場合は、機能資本家は無限責任を負い

⁸⁾ 同上、22頁。

⁹⁾ 同上、22-23頁。

直接「企業職能」を有していたので、彼自らが「人的」に企業を支配していたことになる。それにたいして株式会社では、全出資者の責任形態が「有限責任」となるため、直接的に「企業職能」を保持し「企業支配」を遂行する出資者が存在しないことになる。そこで、「企業職能」と「企業支配」を直接的に保持し実行するのは、「株主総会・取締役団・監査団などの会社機関」とならざるをえないというのである。つまり、株式会社自身が「法人」として機能主体となるわけである。だが大塚氏のいうように、大株主が「株主総会において議決権の多数を制する」ことができれば、彼らはこの「会社機関」を支配することができるであろうし、それを通じて「企業職能」と「企業支配」を間接的にしろ保持しうることになる、といつてよいであろう。

とはいえ、大株主が「株主総会において議決権の多数を制する」ことができなければ、あるいは「制する」ことができたとしても「法人」である「会社機関」との間で「支配」をめぐる対立が生ずれば、大株主による「会社機関」の支配は困難となる。このような場合、「企業職能」と「企業支配」を「会社機関」が自由に把握するということがありうるであろう。もともと、出資者全員の責任形態が有限責任となっているということは、たとえ大株主であっても、それは形式的には「無機能資本家」たる「一般株主」と同列となっているのであって、企業を「代表」する出資者とはなりえず、直接的に「企業職能」と「企業支配」を維持することはできないといえよう。そうであれば、「会社機関」が自由に経営活動を行い企業全体を支配するということも元來行われうるものといつてよい。こうして、大株主による「会社機関」の支配がない場合は、単なる「外形」にとどまらず、株式会社は「法人」としての自立性を強化することになる。ただ、この「外形」に関しては、さらに大塚氏は次のように述べている。

「なお、株式会社においては『出資』がすべて持分資本の外形に服せしめられているという事情と関連して、資本が等額の『株式』に分割せられ、かつ『証券』化せられて転々譲渡せられる。さらにこの事実との相関において、一方入社および退社が無意味となる結果として企業そのものが社員

の個人的事情に一応左右されることなき『永続性』と『確定資本金制』を獲得するとともに、他方資本還元すなわち『株価』の現象によって利廻りは平均利子率に接近し、かくて『一般株主』は単なる持分資本家から事実上の利子付資本家に近づく」¹⁰⁾。

みられるように大塚氏は、資本が「証券化」し譲渡されることによって、出資者とは切り離されて出資金が企業に固定化されることを指摘している。この事態は、株式会社の存在が株主から離れて独立化してゆく際の、物的根拠の形成を意味するものであろう。またこの結果、株式会社自身が「永続性」をもつとみなされる観念も発生することになろう。そしてさらに、「証券」の市場における流通によって「株価」が形成されると、株主は「利子付資本家」に近い存在となるというのである。これらのことは、株式会社が出資者の手から離れ、次第に企業それ自体として自立化するという、その理論的過程を大塚氏も結果的に示すことになっているといつてよいであろう。

2. 株式会社の「決定的指標」

以上の考察を基にして、大塚氏は続いて「株式会社制度発生の『決定的指標』」¹¹⁾を、次のように論じている。

「合名会社および合資会社と対比しての、株式会社の形態的特質はおよそ次のように定式化されるであろう。(一) 全社員の有限責任制、(二) 会社機関の存在、およびこの基本的特質に加えて、(三) 譲渡自由なる等額株式制、(四) 確定資本金制と永続性、これである。——ところで今少しく詳かに考えて見ると、これらの諸クリテリアは、そのどのの一つをとっても、いずれも株式会社形態を他の会社諸形態より決定的に区別するところのものであろうか。……決定的に区別するところのエレメントは『全社員の有限責任制』のみで

¹⁰⁾ 同上、23頁。

¹¹⁾ 同上、24頁。

¹²⁾ 同上、24-25頁。

あって、……われわれは、株式会社の発生を識別すべき決定的指標が、外ならぬこの『全社員の有限責任制』に存することを、知るのである¹²⁾。

みられるように大塚氏は、株式会社の「決定的指標」は「全社員の有限責任制」にあると論じているのであるが、この点は理論的には疑問がある。確かに、表面的には「有限責任制」が「決定的指標」であるようにみえるのだが、実は上記の四つの項目は不可分な内容なのである。それは次のような理由による。出資者全員の責任形態が有限責任だということは、彼らは出資額を上限としてしか債務の履行義務を負わないということである。それでは、その企業に債務不履行が発生したりその可能性が生じた場合に、債権者は誰にたいして債務履行の責任を追及することになるのであろうか。あるいは、信用を供与する場合に、誰を信頼して与信をすることになるのであろうか。有限責任のみを負うすべての株主は、直接的な「企業職能」を有しておらず、したがってその企業を「代表」する存在でもないであろう。そこで、人的に債務責任を負うものが存在しない以上、「会社機関」を擬人化してそれに「企業職能」をもたせ、「代表」の地位を付与するという方法をとらざるをえないことになるのである。このことによって、企業自体に「法人」としての擬制的な人格を与え、それに債務責任を負わせるという形式が発生することになるわけである。

このような、法人としての企業は債務責任を負う以上、「永続性」が予定されていなくてはならない。この企業の「永続性」は「法人」としての株式会社が存在するためには必要な観念なのであるが、この観念を支えるためには物的根拠が必要である。それが、資本の株式への分割とその証券化による「株式の自由譲渡制」である。これによって株主の出資金が企業に固定化されるため、企業の自立性が強められることになる。そして、この企業の自立化はそれ自身が債務責任を負うことを可能にするのであって、それによって上述の「全社員の有限責任制」も保持されることになっているわけである。かくして、大塚氏の上記の四つの項目は切り離しえないものであって、大塚氏が述べるように「有限責任制」のみを単独に「決定的指標」とするわけにはいかないのである。

ただ、大塚氏も次のようには述べている。

「ただしこの場合、『全社員の有限責任制』が他面、無限責任的人的支配の消滅、したがって会社機関を客体的条件とするいわば物的支配形態の確立を意味するものであることが注意されていなければならない。したがって、『全社員の有限責任制』の確立は、会社機関の完成と相関的に把握されていなければならないのである。かかる意味において、『全社員の有限責任制』の成立が、株式会社の発生、その質的変化の決定的指標となるのである¹³⁾。

みられるように、大塚氏も「全社員の有限責任制」と「会社機関の完成」という二つの事態の関連性を指摘している。だが、関連するのはこの二つだけではない。上述のように、残りの二つも合わせて四つの項目がトータルに関連し合っただけでなく株式会社の構造を成り立たせ、したがってその「指標」となっているのである。

だが、この大塚氏が提起した株式会社の「決定的指標」の問題については、馬場克三氏がさらに異なる考え方を示している。馬場氏は、先程の大塚氏の所説を紹介した後、次のように論じている。

「株式会社の経済的特質は株式会社に特有な資本結合の仕方に求めなければならない。それは個人企業はもちろんのこと、合名会社によっても合資会社によっても解決されなかった社会的規模による資本の集中および蓄積を可能にしたという点に求められる。すなわち、資本結合の基礎とその内容が、いまや株式会社においてはじめて、これまでの一切の企業形態がそれに制約されていたところの諸々の個人的、個別的限界をのりこえて社会的なものに転換されるに至ったということである。だが、問題はこの転換を可能にしたものが何であるか、ということなのであるが、いうまでもなく、この転換を可能にしたものは大塚教授があげている第三の指標である『譲渡自由な等額株券』という制度にほかならない。すなわち、有限責任制ではなく、この株券制こそが株式会社の決定的指標とみるべきである¹⁴⁾。

¹²⁾ 同上、25頁。

¹⁴⁾ 馬場克三『株式会社金融論』森山書店、1965年、48頁。

みられるように、馬場氏はまず「株式会社の経済的特質」を「社会的規模による資本の集中」だとしている。これは、確かにそういってよいだろう。そしてこれを可能にするのが馬場氏によれば、「株式の自由譲渡制」であり、したがってこの「自由譲渡制」が「株式会社の決定的指標」だということである。だが、この主張にも疑問が生じる。資金の社会的集中を可能にするのは、上述の四つの項目がトータルに関連するものとして必要なはずだからである。それでは馬場氏はなぜ、「自由譲渡制」に絞って問題にしたのであろうか。馬場氏は株式の「自由譲渡制」が「社会的規模による資本の集中」を可能にする理由を次のように述べている。

「貨幣の所有者にとっては、その貨幣を貸付資本として提供するか、それとも産業資本として出資するかは重大な相違を意味する。貸付資本とする場合には、彼は原則として約定の期日にその貨幣を手許にとりもどすことができるが、これを産業資本として出資する場合には、貨幣は彼の手許から決定的に手放され、事業の解散、事業からの脱退による清算の場合のほかはこれを貨幣形態で回収することができない。しかも清算というような例は常則的のことでない上に、可成りの困難としばしば多くの損失をとともなうてでなければ実現されることではない。産業資本として出資することはこのような危険をおかすことであり、したがって貨幣の所有者が、貸付に比べて、出資には極めて慎重となるのは当然のことである。……産業資本の投下にとってはその第一歩からすでに一つの障壁が立ちはだかることになるのである。このような障壁を決定的に打破するには産業資本に貨幣資本の機能を付与する方法によるほかはない。すなわち、出資と引きかえに出資を代表する証券をわたし、この証券を譲渡自由なものとすることによって産業資本の出資者をいつでも貨幣資本家に立ちもどらせる道をひらくよりほかはないわけである」¹⁵⁾。

みられるように馬場氏は、まず資本結合として出資することは「清算」以外では貨幣の回収がで

きず、その清算も損失をとともなうことが多いとしている。このような出資には「危険」がともない、これが「社会的規模による資本の集中」にたいして「障壁」となっているというのである。この論点自体は確かに妥当性があるといつてよいのであるが、ただ、「資本の集中」の「障壁」という場合に投資者の無限責任という点に言及しないのは疑問が残る。企業債務にたいして無限責任を負ったままであれば、上記の資本回収の困難性という問題と同様に、この場合にも「出資には極めて慎重となる」だろうからである。したがってこの点も、「資本の集中」の「障壁」だとすれば、それを「打破」するためには有限責任制の導入が必要となってくるはずであろう。しかし馬場氏はこの点には言及せず、出資における貨幣回収に絞って「障壁」を問題とするのである。

ともあれ、馬場氏はこの貨幣回収の問題を打開するために、株式の自由譲渡が必要だととして、さらに次のように述べるのである。

「株式会社の出資者は、出資と引換えに渡された株券を証券市場で自由に処分することによって、昨日出資した資本を今日にも、損失なしにもしくは利益をえてさえ、再び貨幣形態で回収することができ（動化）かくしてはじめて出資者は貸付の場合とほとんど同じような安易さをもって産業資本の提供者となることができ、株式会社はまた、この基礎の上に立ってはじめて広く社会の隅ずみから資本をよび集めることができることになるのである（動員）。このように、「動員」は「動化」の結果として生起するのであって、もしも「動員」の面のみが強調されて「動化」の意義が忘れられるとすると、株式会社理解の重要なポイントが見失われることとなる危険がある」¹⁶⁾。

みられるように馬場氏は、いったん出資した資本を株式の販売によって貨幣形態で回収することを資本の「動化」と呼び、「社会の隅ずみから資本をよび集めること」を「動員」と呼んで区別する。つまり、「動員」とは上述の「社会的規模による資本の集中」のことであろうから、これが「株式会社の経済的特質」ということになるであ

¹⁵⁾ 同上、52-53頁。

¹⁶⁾ 同上、53-54頁。

ろう。しかしこの「動員」を引き起こすには、出資者が「安易」に資本の提供者となりうる仕組みを作っておかなければならず、それが出資分の貨幣回収の機構の形成ということになる。つまり、「動員」は「動化」の結果として生起する」というわけである。

こうして馬場氏にあっては、「株式会社の経済的特質」は資本の「動員」ということであるが、それを可能にするのは資本の「動化」だけということになるのである。この論点自体は認めうることであるが、しかし問題なのは、この資本の「動化」を可能にするには出資者の有限責任制が必要不可欠だということなのである。それは次のような理由による。まず、証券市場で株式を購入する側にとっては、企業債務に関して無限責任が前提されれば、容易にその出資者になることはできないからである。有限責任であってはじめて、株式の自由な譲渡が可能となるのである。また、無限責任であれば「企業職能」を保持することになるから、その場合の出資者は企業にたいして強い人的関係をもつことになる。そのような出資者が株式を自由に第三者に譲渡してその資本運動から離脱することになれば、その資本は円滑に運動することができない場合も生じるであろう。有限責任制であれば、出資者は「企業職能」をもたないのであるから、彼の企業にたいする人的関係は弱くなり、出資者の変更・交替は容易となる。このように考えると、資本の「動員」には資本の「動化」が必要であるが、その「動化」にはさらに有限責任制が必要だということになるのである。さらにまた、その有限責任制を実現するためには、すでに述べたように「会社機関」の自立と企業の「永続性」が必要なのである。

かくして、株式会社の「決定的指標」は、大塚氏のいうように有限責任制のみではないし、あるいは馬場氏のいうように株式の自由譲渡制のみでもない。それらに加えて「会社機関」の自立と企業の「永続性」も必要なのであって、これらがトータルに関連し合って「指標」となっているといわざるをえないわけである。

3. 株式会社における支配形態

すでにみたように大塚氏は、株式会社においても「企業職能」は大株主が「独占」し、したがって彼らが企業を「支配」していると論じていた。しかし、そこでは有限責任制である以上、その大株主も形式的には一般株主と同じく「持分資本家（無機能資本家）」となるのであった。したがって、大株主であっても直接的には「企業職能」や企業「支配」は保持しえないはずであるが、しかし「株主総会において議決権の多数を制する」ことによって、これらを事実上保持するというのであった。結局、大株主は形式的には無機能資本家だが、実質的には「企業職能」と企業支配力を有する機能資本家であるというのが大塚氏の主張ということになる。馬場氏もこの問題に関しては、大塚氏と同様に、次のように述べている。

「株式会社が機能資本なしの無機能化資本のみの核心なき集合であるとする近代の株式会社観は、史実の上のみでなく、論理的にもありえないことであると知らなければならない」¹⁷⁾。

「株式会社においても機能資本は姿を消したのではなく、有限責任の外皮のもとで株主は支配株主と従属株主との部類に事実上分たれ、株式会社は直接間接に支配株主の影響下に運営されることとなるわけである」¹⁸⁾。

このように、馬場氏も「支配株主の影響」による企業の運営という大株主の支配を主張している。だが、馬場氏は次のように経営者についても言及しているのである。

「企業が大規模化すると、一方では巨額の資本を集中する必要から出資者である単なる資本の所有者と産業資本家として機能する機能資本家とが分離せざるをえないが、他方では企業活動が複雑化大化するために執行労働と監督労働とが分離するばかりでなく、機能資本家自身がこの監督労働の全般を遂行することができなくなり、その大部分を使用人に委かさなくてはならなくなる。この

¹⁷⁾ 馬場克三『経営経済学』税務経理協会、1966年、170頁。

¹⁸⁾ 同上、173頁。

使用人は機能資本家の代理人であり、その利益のために奉仕するものであることは自明であるが、しかもその監督労働——それは企業活動の複雑化大化につれて、より広範な管理活動となるのだが——はますます専門の知識と経験を必要とするようになるため、次第にこの使用人は独立性をもつようになり、ついには主人の地位を借称し、経営者という独特の名号をもって登場するようになってくるのである¹⁹⁾。

ここで馬場氏によって述べられている「単なる資本の所有者」とは、「従属株主」ないし一般株主を指し、「産業資本家として機能する機能資本家」とは「支配株主」ないし大株主を指すとみてよいであろう。そしてこの大株主が、「企業活動が複雑化大化するために」、「監督労働」の大部分を「使用人」に委託するというのである。だが、この指摘は次のような点で問題があると思える。すでにみてきたように、株式会社では有限責任制であることから、大株主も形式的には一般株主と同様に「企業職能」も企業支配力も持たないといわれてよい。それらは、「会社機関」のもとに移っているのである。そうでなければ、出資者が有限責任しか負わないという事態において、企業自体が自立化し、債務責任を負うということができないわけである。したがって、「企業活動が複雑化大化する」以前の問題として、「監督労働」の委託は行われているのである。そして、この委託される側の自然人は、確かに大株主の「代理人」という側面を持つが、それだけではなく自立化した「会社機関」の構成員という面も持つのであって、その点からいえば、彼は単なる「使用人」というわけにはいかない存在なのである。つまり、この「監督労働」が「ますます専門の知識と経験を必要とするようになる」から、それだけでこの「使用人は独立性をもつようになり」「経営者」となるというわけではないといえよう。仮に「専門の知識と経験」という事情がなくても、この「会社機関」の中心に存在する経営者は「独立性」を持つのであって、「専門の知識と経験」はこれを補強するにすぎないのである。「経営者」の「独立性」は、株式会社にあってはその存在にとっても

とも必要な本質的なものと考えられるのである。

かくして、株主から経営者への支配力の段階的移動を考察しなければならないであろう。この点に関連して、宮崎義一氏は、株式会社を「個人支配形態」、「経営者支配形態」、「会社支配形態」に分け、次のように論じている。

「『個人支配』の株式会社であれば株主が直接その会社をコントロールしているわけで、多くの場合には、その個人株主から社長が選ばれ、経営権もその個人大株主が掌握している。時には、『個人支配』形態の会社においても、経営者と個人株主が別の人間であり、個人株主によって任命された経営者に経営権が委ねられる場合もないとはいえない」。

「その経営者を任免する権利は個人大株主の掌中に握られている場合が多く、個人株主の支配のもとに別に経営者が任命されていると考えなければならぬ。……その場合でもオーナーがそのまま経営者ではないけれども、所有と支配の面では個人株主の手の中にすべて統一されており、経営者の任免権はあくまでも個人株主によって握られている。これが『個人支配』形態である」²⁰⁾。

みられるように、これは大株主による支配である。経営者は大株主によって任命されるため、企業にたいする支配力は事実上有していない。そのため、「会社機関」の自立性は弱く、株式会社としては完成されていないということになろう。つまり、個人企業から株式会社へ移行する過渡的な形態ということができよう。

続いて「経営者支配形態」について、宮崎氏は次のように論じる。

「何よりも所有者は大衆株主に分散して、しかもその分散度が非常に高いということが、『経営者支配』の最大の特徴である。それはどの一人の株主をとっても、会社を支配するだけのパワーを保持するものが皆無であるほどに株式所有権が分散していることを意味している。これが『経営者

¹⁹⁾ 同上、217頁。

²⁰⁾ 宮崎義一「現代企業論入門」有斐閣、1985年、324-325頁。

支配」の条件である」。

「株主には経営者を任命するパワーがないので、経営者である社長が、次の経営者である社長を任命するという形で支配が貫徹される。したがってそれを「経営者支配」形態と呼ぶわけである。

『経営者支配』形態という場合、経営者は一般的抽象的に何を支配しているかという点、次の経営者の任免権を握るという点が第一に指摘される。しかしそればかりでなく、もちろん経営権も経営者の手中にある²¹⁾。

みられるように、これは、株式所有が分散しているために、株主総会で議決の多数を制する株主が存在しないという事態である。大株主ないし支配株主が存在しないので、どの株主も経営者に影響力を及ぼすことができず、経営者が企業において事実上の支配力を有することになるというのである。だが、このような「経営者支配」は、すでにみたように、株式所有の分散化とは切り離れたものとして、元々株式会社の構造そのものに存在するものといえる。株式所有の分散という事態は、それを明示的に現象させる条件となっているのである。「経営者の任免権」を経営者自身が握るというのも、「会社機関」の自立化の一環であるといつてよい。その自立化が、株式所有の分散化があれば、株式会社の本質として純粋な形で現れてくるというわけである。

続いて宮崎氏は、「会社支配形態」について次のように述べている。

「Aという会社の大株主がBという会社であるという場合……株主が会社株主だということになる。

それでは会社株主の場合には、経営者の任免権はだれの手にあるのであろうか。……B会社の経営者は、……自分が経営者として忠誠を誓うB会社がA会社の大株主である場合には、そのB会社の株主権をB会社にかわって行使して、Aという子会社の経営者の任命に対して発言権をもつということである。

経営者はみずから株主でないけれども、自分の忠誠を尽くす会社が株主である場合、代表取締役と

して会社の株主権を代行するということが現行にわたっている。そうするとB会社の経営者は自ら株主でない場合でも、株主権の代行者たり得ることになる。『会社支配』形態の場合には、そういうケースが支配的だということになる²²⁾。

みられるように、株式会社Aの大株主に株式会社Bがなっているという場合、株式会社を支配するのは他の株式会社だということになる。しかし、究極的にはB社の経営者がB社だけでなくA社も支配するというのであるから、結局これも経営者支配であることに変わりはない。支配構造が企業間で重層的になっているということであって、先の「経営者支配形態」の亜種とみなしうる。また、宮崎氏は「組織の拡大と、組織の自律化の二つの動機が会社支配の株式会社の動機になる」として、「利潤のうち配当として企業の“外部”にいる株主に支払う部分を一定値に固定しておいて、できるだけ内部留保を極大にしようとする動機」が生じるとし、それを「企業内部資金極大化動機²³⁾と呼んでいる。しかしこの「動機」も、「会社機構」の自立化と「経営者支配形態」の発展の延長線上にあるものといえるだろう。

こうした株式会社の形態の違いは、資本主義の発展段階を考察する際の基準の一つとして役立つものと考えられる。つまり、これまでの資本主義の世界史的な発展過程を、企業の諸形態によって区分するという方法がありうると思えるのである。その企業形態としては、個人企業、そして宮崎氏のいう株式会社の「個人支配形態」、「経営者支配形態」、「会社支配形態」という四つがあげられるだろう。このうち主要なものは、個人企業と株式会社の「経営者支配形態」である。前者は19世紀中頃の資本主義を代表し、後者は20世紀中頃の資本主義を代表すると考えられる。そして株式会社の「個人支配形態」は、この二つの資本主義の転換期にみられるものであろうし、また株式会社の「会社支配形態」は、20世紀資本主義の後期にみられるものであろう。

²²⁾ 同上、328-329頁。

²³⁾ 同上、330頁。

²¹⁾ 同上、325-327頁。